

プリズムクラブ（プリズムホール友の会） 会員規約

（名称）

第1条 本会は、プリズムクラブ（以下「友の会」という。）といたします。

（目的）

第2条 友の会は、公益財団法人八尾市文化振興事業団（「以下「事業団」という。）から発信される芸術文化活動を会員に身近に親しんでいただくことで、芸術文化の振興に寄与することを目的とします。

（事務局）

第3条 友の会の事務局は、八尾市文化会館（以下「文化会館」という。）内に置きます。

（会員）

第4条 会員とは、事業団が実施する事業に賛同される方で、本規約に同意の上、入会の申し込みをされ、かつ事業団が入会を認めた次に定める方をいいます。

（1） プリズムクラブ会員

2 会員には、会員証を発行します。会員証は本人のみ有効とし、他に譲渡若しくは貸与できません。

3 会員資格を有する期間は、次のとおりとします。

（1） プリズムクラブ会員 入会した日からその日の属する月の翌年同月末までとし、以降1年ごとに更新するものとします。

（年会費）

第5条 会員は、次に掲げる会員の種類ごとに定める年会費を事業団が定める方法により支払うものとします。

（1） プリズムクラブ会員 2,000円（税込み）

2 支払いのあった年会費は、どのような理由があっても返還しません。

（会員特典）

第6条 会員は、事業団が提供する各種の特典を受けるときは、所定の方法により利用できるものとします。

2 プリズムクラブ会員が受けることができる特典は、次のとおりです。

- （1） 事業団主催公演及びその他指定する公演のチケットの先行予約・販売
- （2） 事業団が指定する公演のチケットの割引料金での購入
- （3） 八尾市文化会館の情報誌、公演チケット情報その他の公演情報の定期的提供
- （4） 事業団が指定する会員限定に行うサービス及び情報の提供
- （5） その他事業団が企画する会員限定の事業への参加

（会員証の紛失・盗難）

第7条 会員は、会員証を紛失したとき、または盗難にあったときは、直ちに事業団に届け出るものとします。再発行には手数料が必要です。

2. 会員証の紛失、盗難その他の事由により生じた会員本人の不利益又は損害については、事業団は一切の責任を負いません。

（届出事項の変更）

第8条 会員は、登録した内容に変更が生じた場合には、直ちに事業団に届け出るものとします。

2 前項による届け出がないために事業団からの通知、送付書類等が延着または不到着となっても、事業団は一切の責任を負いません。

(会員の退会)

第9条 会員は、事業団へ届け出ることによって、友の会を退会することができます。この場合、直ちに会員証を返却するものとします。

(会員資格の喪失)

第10条 事業団は、会員が次のいずれかに該当する場合には、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 事業団への虚偽の申告があったとき
- (2) 会費および代金の支払いを怠ったとき
- (3) 営利目的でチケットを転売したとき
- (4) その他事業団の運営上支障があるとき

(個人情報の保護)

第11条 会員が登録した個人情報やチケット購入等に係るデータに含まれる個人情報については、「(公財)八尾市文化振興事業団個人情報保護方針」に基づき適正に管理します。

2 事業団は、会員の個人情報について、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。

(規約の変更)

第12条 本規約を変更した場合には、事業団は速やかに変更の趣旨及び内容を会員へ通知するものとします。

(補則)

第13条 本規約に定めのない事項その他必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成26年12月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から一部改正し施行します。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から一部改正し施行します。